

〈学術論文〉

『奥細道菅菰抄』と漢詩文（四）

塚越義幸

引き続き『奥細道菅菰抄』と漢詩文との関わりについて考察してみたい。

（二十八）行脚の一徳、存命の悦び、羈旅の労をわすれて

……羈旅の労をわすれてとは詩二所_レ樂_ム自_ラ忘_ル疲_ヲと云サマナリ

前回の調査では、「詩二所_レ樂_ム自_ラ忘_ル疲_ヲ」の出典を明らかにすることができなかったが、今回「所_レ樂_ム自_ラ忘_ル疲_ヲ」が、『円機活法』韻学第二卷 四支の「疲」の項に、

心忘_ル三乙夜ノ疲_ヲ 所_レ樂_ム自_ラ忘_ル疲_ヲ（一）

とあることが判明した。『円機活法』は引用書目にも挙げられており、出典となり得るであろうが、本書に

はその句の出典はなく、梨一が「詩二」と示した典拠の詩については残念ながら言及できなかった。

(二十九) 末の松山は寺を造て末松山といふ器中はねをかはし枝をつらぬる契の末も

樂天^ガ長・恨・歌^ミ、在^{レバ}天^ニ願^{クハ}作^シ比^ニ・翼^ノ鳥^ト、
在^{レバ}地^ニ願^{クハ}爲^シ連^ノ・理^ノ・枝^ト、ト云句ヨリ出タル
故事ニテ、比[・]翼[・]鳥ハ、爾[・]雅ニ云、南[・]方^ニ
有^リ比[・]翼[・]鳥^一焉。不^レバ比^セ不^レ飛^ハ。其ノ名^ヲ
謂^フ之^ヲ鵲[・]鵲^ト。郭[・]璞^ガ註^ミ、似^レ鳧^ニ青[・]赤[・]色[、]
一[・]目^一・翼[・]、相^ヒ得^テ乃^チ飛^フ、ト。連[・]理^ノ枝^ハ、
山[・]海[・]經^ニ見^エタリ。兩[・]枝[・]條[・]理[・]連[・]比^シテ
相^ヒ生^{ズル}者^{アリ}也、ト云。

ここの注では、「予」が「壺の碑」を見て感激した後、「野田の玉川」「沖の石」、そして「末の松山」と歌枕を訪ねた場面、とりわけ「末の松山」のイメージを「君をおきてあだし心をわが持たば末の松山波も越えなむ」(『古今集』東歌)などの古歌を踏まえ、変わらぬ固い契りを表現した「はねをかはし枝をつらぬる契の末も」(比翼連理)に対し、「樂天が長恨歌」・『爾

雅」・『山海経』を引用して解説している。

まず「長恨歌」の引用であるが、この二句は現在でも「比翼連理」の出典として必ず示される箇所(「長恨歌」百二十句中、第百十七句・第百十八句)で、今更解説をする必要もないが、梨一は、この二句を用いて、「比翼連理」がこの故事から出された言葉だと明確に示した。

そして、その故事の解説として、まず「比翼鳥」を挙げ、『爾雅』釈地卷六に示された「南方にいる鳥で、必ずつがいで飛び、鵲鵲とも呼ばれている」、またその郭璞注の「鳧に似ていて、青赤色をしていて、目と翼が一つずつで、それが二つ合わさって飛ぶ(目は二つ)」を挙げて説明している。⁽²⁾さらに「連理ノ枝」については、『山海経』が挙げられているが、引用箇所については、管見の範囲では不明である。⁽³⁾

芭蕉は「はねをかはし枝をつらぬる契の末も」と歌枕「末の松山」らしく、和語を連ねて表現したが、その故事「比翼連理」の説明のひとつとして、直接の出典として「長恨歌」(『古文真宝前集』所収)を、辞書の解説として『爾雅』を郭璞の注をも踏まえて、また『山

海経』の用例を示して注釈したことになる。いずれの漢籍も引用書目にある。

この注は、『鈔』では、

在^{ラバ}天^ニ願^{クハ}作^ニ比^ニ翼^ノ鳥^ト、在^{ラバ}地^ニ願^{クハ}為^ニ連^ノ理^ノ枝^ト。白氏
長恨哥

となっている。⁽⁴⁾ 一方『鼈頭本』では、

はねをかはし枝をつらぬるハ 樂天力長恨哥^ニ天^ニ在^テハヒヨクノ鳥とならん地^ニ在^テハ連理の枝とならんと云故事より出たり一目一翼相得て則飛連理の枝ハ山海経ニ見えたり

と『菅菰抄』を要約した形で示しているが、『爾雅』の書名は出されていない。

(三十) 其夜目盲法師の琵琶をならして奥上るりといふものをかたる平家にもあらず舞にもあらずひなびたる調子うち上て

盲ハ釈・名^ニ、盲ハ茫^{ナリ}也。茫・茫^ト無^キ所^レ見^ル也、ト云。琵琶ハ、釋・名^ニ云、本^ト胡・中馬・上^ニ所^レ鼓^ク、推^テ手^ヲ前^ム曰^レ琵琶^ト、引^テ手^ヲ却^ク曰^レ琵琶^ト。因^テ以^テ爲^レ名^ト、ト。然^レバ、本^ト枇・杷

ノ音ヲ假^ルナリ。

ここの注では、塩釜の浦に着いたその夜、盲目の法師が琵琶を弾いて奥浄瑠璃を語るのを聞いた場面で、「目盲」の「盲」、「琵琶」の語釈をそれぞれ「釈名」を用いて示している。なお「釈名」は「引用書目」では『劉熙釈名』（後漢末の劉熙が著した）となっている。

まず「盲」は「茫」で、「ぼんやりしてはつきりしない」という意味で、「何も見えない」というふうには「釈名」釈疾病にあり、「琵琶」は胡の地で馬上で弾く楽器で、「琵琶」は弦を手前から外の方へはじき、「琵琶」はその反対方向へはじくと演奏法を用いてその命名したと「釈名」釈楽器に示されている。⁽⁵⁾

この注は、『鈔』には取られていない。一方『鼈頭本』では、

琵琶釈名^ニ云、本胡中ノ馬上^ニ所^レ鼓^ク推^テ手^ヲ前^ム曰^レ琵琶^ト引^テ手^ヲ却^ク曰^レ琵琶^ト因^テ以^テ爲^レ名^ト云

と「琵琶」の「釈名」の注釈のみを示している。

(三十一) 早朝塩かまの明神に詣ス國守再興せられて宮柱ふとしく彩椽きらびやかに石の階九段に重り

…… 仞ハ八尺ヲ云。サレドモ九・仞ハ汎ク高キヲ云「アリ。尚・書^{イハユル}所謂爲^ル山^ヲ九・仞ノ類是ナリ。この注では、塩竈神社の社殿の柱が太く立派で彩色を施した垂木もきらびやかで、石段も九仞に重なる様を述べたところの「九仞」についての語釈を施している。

梨一は、一仞は八尺であるが、「九仞」というのは「広くて高いことを言うことがある」と述べ、必ずしも具体的な長さではないと説明している。そして用例として『尚書』すなわち『書経』を挙げる。(引用書目では『書経』とある) この用例は故事成語として人口に膾炙されている「九仞の功を一簣に虧く」(事が今にも成就しようとしている時に、わずかな油断をしたために失敗するたとえ)の典拠となる箇所である。『尚書』「旅獒篇」に、

嗚呼、夙夜罔^レ或^レ不^レ勤^メ、不^レ矜^セ細行^ヲ、終^ニ累^ス大德^ヲ、爲^ス山^ヲ九仞功虧^ク一簣^ニ。(6)

とあり、「ああ、朝はやくから夜おそくまで、勤め励げまなことがあろうではないけない。ささいな行いを慎まないでいると、ついには大きな徳に影響を及ぼ

す。九仞の山を作るにも、あと一盛りところで止めてしまえば、完成しないのだ」としている。

この注は、『鈔』では、

九仞ハ数多^キを云とそ亦孔安國かいへるには八尺^ヲ曰^フ仞^トとそ

とあり、「九仞」は数の多いことを指すと言いつつ、『尚書』の孔安國の注を引き、一仞が八尺であることを示している。(7)

一方『鼈頭本』では、

○九仞 キウジン 仞ハ八尺を云

とあり、「九仞」の読みと「仞」が八尺とあるだけで、『尚書』については触れられていない。

(三十二) 吾國の風俗なれと

風俗ハ、ナラハセヲ云。子・夏^ガ詩ノ序^ニ、變^シ風^ヲ易^フ俗^ヲ。

この注では、前項と同様塩竈神社の章で「このような辺境地にて、これほど神霊がありがたく鎮座されているのも、わが国の風俗だなあ」と感嘆したところのその「風俗」の注釈を施している。まず「風俗」の

語釈として、「慣わせ」(習わし)を挙げて、その後にその用例として、子夏(卜商)孔門十哲の一人で「文学」学問全般に秀でていた人物の詩序を示した。

この序は、『毛詩』(引用書目では『詩経』)国風・周南「閟雅」の冒頭に掲げられているが、『文選』序類にも「毛詩序」として所収されている。ただし、梨一が引用した「変レ風ヲ易レ俗ヲ」の句は管見の範囲では該当箇所は見られない。⁽⁸⁾

この注は、『鈔』には採られていないが、『鼈頭本』では、

○風俗ハならはせを云 子夏か詩の序ニ變風易俗と『菅菰抄』と同文が示されている。

(三十三) 誠ニ人能ク道を勤義を守べし名もまた是にし
たがふと云り

勸ハ疑クハ勵ノ字ノ誤ナルベシ。七・書ノ六・
韜ニ、勵_レ道ヲ可_レ操_レ義ヲ、名モ亦_タ從_レ之ニ、ト云リ。

ここの注では、この本文の前に「神前に古き宝燈有。かねの戸ひらの面に文治三年和泉三郎寄進と有」⁽⁹⁾とあって、神社に宝灯を奉納した「和泉三郎(藤原秀

衡の三男忠衡)」のことが示されているが、その忠衡の功績を称えた「誠ニ人能道を勤義を守べし名もまた是にしたがふと云り」に対しての出典『七書六韜』が示されている。

『七書六韜』は引用書目には『六韜』とのみ示されているが、『七書』(『武経七書』とも呼ばれる)は中国古代における兵法の代表的古典である七つの兵法書で、『孫子』・『呉子』・『尉繚子』・『六韜』・『三略』・『司馬法』・『李衛公問对』を指し、我が国では慶長十一年(一六〇六)に徳川家康の指示により伏見版の一部として開版されている。

したがって『七書六韜』は、『七書』の中の『六韜』という意味で用いられていた訳だが、その『六韜』とは、太公望呂尚の秘伝の兵法書とも言われ、「文韜・武韜・竜韜・虎韜・豹韜・犬韜」の六卷六十編からなり、呂尚が周の文王や武王に兵法や政治について教えるという体裁になっており、「虎の巻」の典拠ともなっている。ただし梨一が引用した箇所は、管見の範囲では見当たらなかった。尾形仿『おくのほそ道評釈』(角川書店平成十三年)でも、『六韜』にはこの句は見えない

とある。

この注は、『鈔』では、

名又随^レ之^ニ此四字韓退之進学解^ニ出^ト 竜^一 門原

「上^ノ土^ニ埋^レ骨^ヲ不^レ埋^マ名^ヲ 白氏文集

となっており、特に「名もまたまた是にしたがふ」については『菅菰抄』とは違つた出典、韓愈の「進学解」と『白氏文集』巻二十一格詩歌行雜体を挙げてゐる。⁽¹⁰⁾

一方『鼈頭本』では採られていない。

(三十四) 抑ことふりにたれど松嶋ハ扶桑第一の好風にして凡洞庭西湖を恥^中ず浙江の潮をたふ

……扶桑はいにしへより日本の異名に用ひ來れ共、実ハ別に一國の名なり。淮・南・子ノ註ニ扶・桑ハ東・方ノ之野ナリ也。楚・辭ノ註ニ扶・桑ハ木ノ名、日出^ニ其^下ノ一。……凡是等ノ風景ハ、王・弼・州方四・部稿、及ビ熙・朝樂・事等ニ詳ナリ。浙・江ハ、中・華三・江ノ一也、字・彙ニ云、浙・江ハ在^リ錢・塘^ニ、出^ツ歙・塘縣ノ玉・山^{ヨリ}、因^三水・勢曲・折^{シテ}激^ニ、起^{スルニ}湖・頭^ニ、故^ニ曰^フ

浙・江^ト、ト。日・本九・州ノ西ニ當リ日・本へ往・來スル海・舶ノ港^{ミナト}ニテ繁華ノ地、且景・色無・雙ト云。其潮ヲ稱ズルモノハ詩ニ廬・山ノ烟・雨浙・江ノ潮、未^ダ到^ラ千・般スレドモ恨不^レ休セ、到^リ得^テ歸^リ來^レハ無^ニ別^シ事^一、廬・山ノ烟・雨浙・江ノ潮。ここの注では、松島の章の冒頭で、松島の好風景を中国の洞庭湖や西湖、浙江の潮などとの対比で表現した箇所「扶桑」「是等の風景」「浙江の潮」に対して、『淮南子』・『楚辭』・『四部稿』・『熙朝樂事』・『字彙』・『詩』の用例を挙げて解説している。書名はいずれも引用書目にある。順に確認してみたい。

まず、「扶桑」は、梨一は日本の異名として用いてきているが、別に一國の名前としての意味があるとし、その用例として、「淮南子」と「楚辭」の各注を引用している。「淮南子註」であるが、『淮南子』には「扶桑」の語は「天文訓」の

日出^テ于暘谷^ニ、浴^シ于咸池^ニ、拂^フ于扶桑^ニ、是^ラ謂^フ晨明^ト。⁽¹¹⁾

と「道応訓」の

景曰ク、扶桑受^ケ謝^ヲ、日照^ス宇宙^ヲ。

にあるが、管見の範囲では、梨一が引用した注は見当たらない。

「楚辞註」は『楚辞集注』離騷經第一

飲^ニ余^ガ馬^ヲ於咸池^ニ兮 總^ニ余^ガ轡^ヲ於扶桑^ニ (12)

の「扶桑」の注である。

また「是等ノ風景」は、洞庭湖と西湖を指すが、これらの風景は「王弼州四部稿」と「熙朝樂事」等に詳しいとある。「王弼州四部稿」は王弼州(王世貞)の編『四部稿』のことで、その卷七十三に「泛太湖游洞庭両山記」(王世貞作)があり、王世貞自ら洞庭湖について述べており、「熙朝樂事」は本来『西湖遊覽志余』(明田汝成編)の卷二十卷の題名となっており、そこから抽刻した書(十二丁程度の短編)で、主に杭州の年中行事を述べている。(13)

さらに「浙江」については、『字彙』已集水部「浙」の項目が挙げられ⁽¹⁴⁾、川の流れが曲折していて、湖の畔に激しく波が立つので、「浙江」というとある。その浙江の「潮ヲ稱ズルモノ」として、「詩」すなわち蘇軾?の七言絶句「廬山煙雨」(「観潮」)が、全句挙げられている。(15) この詩は「廬山の霧雨と浙江の

潮の遡上、そこに行ってみないうちは、あれこれと考えて悩んでしまうが、実際行ってみて帰ってきた時には特別な感慨もなく、単に廬山の霧雨と浙江の潮の遡上であった」という意味であり、起句と合句の同句異義(行く前と行って帰ってきた後の感慨の相違)を技巧とした趣深い詩である。

この注は、『鈔』では、

扶桑 山海經 淮南子 東方朔^カ十洲記等の論判繁重なれハ爰に畧す……両所(洞庭湖・西湖)とも大明一統志に委しと……是(浙江)亦一統志滕王閣序^ニ王勃云襟^ニ三江^ヲ而帶^ニ五湖^ヲ一 浙江ハ三江の中洞庭ハ五湖也とそ

とかなり簡略に典拠を示しつつ、別の『十洲記』・『大明一統志』・王勃「滕王閣序」を挙げている。(16) 一方『鼈頭本』では、

○扶桑^{フツ}日本の異名ニ用ひ来り 淮南子ノ注^ニ東方ノ野也……

○洞庭^{テイトウ}中華山水ノ勝地也

○西湖^{セイコ}鄂^セ岳^ト在^ニト

○浙江^{コウセツ}中華三江ノ一也日本へ往来する港也

とあり、それぞれ典拠は示されていない。

(三十五) 敬^{ソバダツ}ものは天を指^シふすものは波に匍匐^{ハムバク}

匍・匍ハ両手をつきてはらバふを云。詩ノ大・
雅ニ、誕ニ實ニ匍・匍ス。

ここでの注は、前注同様、松島の風景を描写した箇所、
「島々の中で高く聳えるものは天を指さして、伏すように平たいものは波に腹這う」と描写した「匍匐」の意味と用例を示している。意味としては「両手をついて腹這うこと」となっており、用例としては、『詩(経)』の大雅(生民の第四章の第一句「誕に實に匍匐す」)を挙げている。

この詩は、姜源が周の始祖である后稷を生んだ経緯を説いていくもので、引用箇所は姜源は安産で后稷は順調に育つてゆき、「両手両足で腹ばいになって行くようになった」という場面である。

この注は、『鈔』では、

匍匐ハ詩經匍有苦葉ノ篇 孟子滕文公ノ篇ニ出

となっており、『荳菰抄』とは違う出典を挙げている。

一方『鼈頭本』では、

○匍匐ハラバフ詩ノ大雅ニ見^ニ

とあり、『詩経』大雅のみを示している。

(三十六) 児孫愛すかごとし

杜甫ガ望・嶽ノ詩ニ、諸・峯羅・立シテ似ニタリ兒・孫ニ

ここでの注は、前注同様、松島の島々の様子を「児孫愛すかごとし」と例えた句に對し、その典拠として杜甫の七言律詩「望嶽」の二句目のみを挙げている。参考までにこの詩の全句を挙げてみる。

西^一嶽峻^一 嶂^{トシテ}竦^{ヘテ}處^ル尊^ニ

諸^一峯羅^一 立^{シテ}似^ニタリ兒^一 孫^ニ

安^ソ得^テ仙^一 人^一九^一 節^ヲ杖^ヲ

拄^{サヘテ}到^ニ玉^一 女^一洗^一 頭^ノ盆^ニ

車^一 箱^ヲ入^テ谷^ニ 無^ニ歸^一 路^一

箭^一 括^テ通^{シテ}天^ニ 有^ニ一門^一

稍^ヤ待^テ秋^一 風^ノ涼^一 冷^{ナラシ}後^ヲ

高^ク尋^ニ白^テ帝^一 問^ニ眞^一 源^ヲ ⁽¹⁷⁾

この詩は、杜甫が華州に赴任するときに、華山(五岳のうちの西岳)を望んで詠んだものである。仙人が持

つと言われる九節の竹杖で、山の頂上の玉女の洗頭盆のあたりまで登りたいと願っている内容である。この二句目「諸峯羅立して兒孫に似たり」は、「周りの山々はそれぞれ並び立って、華山の子供や孫のようだ」という意味である。

芭蕉は断章取義ではあるが、この詩句を踏まえつつ、「大きな島が小さな島を子供や孫を愛すように背負ったり抱いたりしている」と描写したのである。

この注は、『鈔』では

西「嶽峻」^一 嶂^{トシテ} 竦^{ヘテ} 處^ル 尊^ニ

諸「峯羅」立^テ 似^{タリ} 兒孫^ニ 杜律

と「望嶽」の首聯を挙げており、一方『鼈頭本』は、

○兒孫ジソン愛すか如し杜甫望嶽の詩ニ諸峯羅立

似兒孫

と、『菅菰抄』の注をそのまま引用している。

(三十七) 屈曲をのづからためたるがごとし其氣色宵然として美人の顔を粧ふちはや振神のむかし大山ずミのなせるわざにや造化の天工いづれの人か筆をふるひ詞を盡さむ

ためるは揉、扶、嬌等ノ字ヲ用ベシ。家・語ニ、南・山^ニ有^レ竹、不^ルニ揉^メ自^ラ直^シ。荀・子^ニ蓬生^ニ麻ノ中^ニ、不^レ扶^メ自^ラ直^シ。又嬌ハ矢ヲタムルヲ云。宵ハ字、彙ニ深・遠ノ貌ヲトス。美人の顔を粧ふとハ、東・坡^ガ西・湖ノ詩ニ、欲^レ下^レ把^テ西・湖^ニ比^セシト西子^ニ、淡・粧濃・抹也相^ヒ宜^シト云、此意ナリ。西子ハ西・施ヲ云。越・王勾・踐ノ臣范・蠡ガ呉・王夫・差ヘ贈^リシ美人ノ名ナリ。淡・粧濃・抹ハウスケケハヒコケケハフヲ云……造・化ハ正・字・通^ニ云、天・地陰・陽運・行、萬・物ノ生・息、謂^ニ之^ヲ造・化^ト。天・工ハ俗ニ云トキハ天・地自・然ノ細・工ト云ガ如シ。但シ造・化天・工ノ文ハ或ハ賈・誼力鵬・鳥ノ賦ニ云フ造・化^ヲ爲^レ工ト、萬・物^ヲ爲^レ墟^トノ句ヨリ出ルカ。いつれの人か筆をふるひ詞を盡さんとハ、三・體・詩、孫鮐^カ句^ニ、寒・暄皆^ナ有^リ素・孤・絶画^{クトモ}難^シ形^{ハナシ}ト云ガ如ク俗ノ手ニ及バヌト云「ナリ

ここでの注は、同じく松島の風景を「松の枝が自然に曲線を描いたかのようで、その風景が深遠で美女が

化粧をしたかのである。これはまさにわが国太古の神大山祇が作られた技だろうか。造化の天工（大自然を築く天の神の働き）は誰もが筆舌に尽くしがたい」と述べた所の「ためる」「宵」「美人の顔を粧ふ」「造化」「いつれの人か筆をふるひ詞を尽くさん」の注解として、『家語』・『荀子』・『字彙』・「東坡の西湖」・『正字通』・「賈誼の鵬鳥賦」・『三体詩』（孫魴の詩句）を挙げて解説している。「東坡の西湖」以外は『引用書目』にある（「賈誼の鵬鳥賦」は『文選』を出典と考える）。順に確認してみたい。

まず「ためる」の意味として、漢字では「揉」「扶」「矯」などを用いると示した後に、「揉」の用例として、『（孔子）家語』と『荀子』を挙げている。

『孔子家語』の方は、「子路第十九」に見られる用例「南山に竹有り、揉めざるに自ら直し」であるが、「（孔子が君子は学ぶことが不可欠あると言ったのに対し、子路が）南山に竹があるが、その竹は形を整えなくても自然にまっすぐに伸びていく（ので学ぶ必要があらうかと答えた）」という意味である。

『荀子』の方は、「勸学編第一」に見られる用例「蓬

麻の中に生じ、扶めずして自ら直し」であるが、「蓬が麻の中に生えていれば、形を整えなくてもまっすぐに伸びていくものである」という意味で、他の物を利用して自らの立場を慎むことのたとえとして用いられている箇所である。梨一は「揉」も「扶」も「曲げたり伸ばしたりして形を整える」意味に捉えている。

次に「宵」の意味として、『字彙』午集穴部「宵」の「深遠なるさま」を挙げた。

「美人の顔」については、「東坡（蘇軾）の（七言絶句）西湖」の転句・合句「西湖を把て西子に比せんと欲れば、淡粧濃抹也相ひ宜し」が挙げられている。¹⁸⁾

この詩は、前半二句で西湖の湖面に映る日の光はさざ波と共にきらめき、晴れた日は格別すばらしい景観であり、また山々がうすぼんやりと霞む雨の中の景色もまた際だったすばらしさがあると詠い、後半二句でもし西湖を春秋時代の越の美女西施にたとえてみるなら、薄化粧（晴れの日）も濃厚な化粧も（雨の日）も共にすばらしくよく似合うというものである。

ここでは、梨一が松島の風景が「美人の顔を粧ふ」のようだと本文に対し、その様子を蘇軾の「西湖」

に示される「西子の淡粧濃抹(薄化粧と厚化粧)の様に例えて、西子は西施(越王勾践の家臣范蠡が呉王夫差に贈った美人の名)であると解説したと言える。

さらに「造化」の意味として、『正字通』を引用して「天地月太陽の運行、万物の生息」とし、「天工」は俗では「天地自然の細工」というようだとし⁽¹⁹⁾、「造化天工」を賈誼の「鵬鳥の賦」(『文選』所収)の、「造化を工(鑄物師)と言ひ、万物を埴(黒土)と言ふ」から来ているかと解した。⁽²⁰⁾

そして「いつれの人か筆をふるひ詞を盡さん」に対し、『三体詩』所収の孫魴の詩句(五言律詩「甘露寺」)の首聯のみを挙げて(斷章取義として)、「俗の手に及ばないこと」と注解している。⁽²¹⁾ 孫魴の詩は潤州(今の江蘇省鎮江郊外)の甘露寺(北固山上にある寺、三国時代呉末の甘露時代年間の創立)の眺望を詠んだものであるが、その首聯では、「甘露寺(北固山)の景色は、寒い時も暖かい時もいつでもそれぞれによい眺めであり、周囲と隔絶した世界は描こうにも描けるものではない」と景観を絶賛している。

梨一は、孫魴のこの詩句から、特に二句目の景色の

素晴らしさを描こうにも描けないと表現した点を、「筆舌に尽くしがたい」松島の景色と同調させて用例として挙げたのであろう。

これらの注は、『鈔』では、細かく分けて示されているが、

宵 字彙ニ深目也又深遠ノ兒 和訓 フカシ トヲシト

(欄外頭注 莊子外篇知北遊ニ夫レ道ハ宵然トシテ難レ言哉)

四書大全ニ許謙カ曰天地ハ言ニ其ノ形一造化言フ其ノ理一造化ノ之理妙ニシテ不レ可レ見ル惟タ見ニルノミ其ノ

成敗ノ之迹一耳 蒙引ニ云天地ノ功用ハ即造化ノ

迹也 造化ハ指ニシテ天地ノ之作為スル所一言フ造化者

自リシテ無而有リ化ハ自リシテ有而无シト

中庸ニ曰知ニ天地ノ化一育一

となっており、『菅菰抄』とは異なった出典を挙げている。一方『鼈頭本』は、

○屈曲おのづから揉タヌ

○宵然メイゼン 深く遠き一也

○造化ゾウクハ 陰陽の運行万物の生息を云

となっており、それぞれ特に漢籍の出典を示している

ない。

(三十八) 将松ハナの木陰に世をいとふ人も

将ハ玉・篇ニ、或ナリ也、ト云。卑・俗ノ、マアト

云詞ニ當ルベシ。……世をいとふ人ハ、世捨テ人

ヲ云。但シ此二句ハ、唐・詩・選ニ、無・名・子ガ、

偶ミ來ニ松・樹ノ下トニ、高レ枕ヲ石・頭ニ眠ル、ト云

ル句意ヲ以テ見ベシ

ここでの注は、雲居禪師の別室の跡や坐禪石などがある雄島が磯には、また松の木陰に世を避けて隠棲している人もいるとの場面での「将」の語釈で『玉篇』が、「世をいとふ人」の注釈で『唐詩選』の「無名子」の詩が用いられている。

まず、「将」は『曾良本』や『河西本』でも「ハタ」とルビが振つてあり、「はた」と訓じていたと思われる。意味としては、『玉篇』寸部の「或」(あるいはまた)であるとし、⁽²⁾ 卑俗の「まあ」当たると注解している。

また「世をいとふ人」を「世捨て人」と解釈し、『唐詩選』卷六「五言絶句」所収「答人」(梨一は作者を無名子としているが、太上隱者の誤り)の起句・承句

を挙げています。

この詩は、人から姓名を尋ねられた時、何も答えずこの詩を残したというものである。

ちなみに全句を挙げてみる。

偶ミ來ニ松樹ノ下トニ 高レ枕ヲ石頭ニ眠ル

山中無二曆日一 寒盡レ不レ知ラ年ヲ⁽²⁾

たまたま松の木の下にやって来て、枕を高くして石の上に眠る。山中の生活では曆などなく、寒さが尽きて年が改まって、今年が何年なのかもわからない。

まさに隠者にふさわしい悠々自適で厭世的な生活をしていることを、俗人に告げた詩であるが、梨一はその前半だけで十分「世捨て人」の意味が伝わると考えたのか、起句と承句二句のみを挙げただけにとどまっている。

この注は、『鈔』では採られていないが、『鼈頭本』では、

○世をいとふ人ハ世捨人を云

と「世をいとふ人」の意味のみを挙げて『出典』は挙げられていない。

(三十九) 十一日瑞岩寺に詣^ス中真壁の平四郎出家して

其^中其後に雲居禪師の徳化に依て、七堂薨改りて金壁
莊嚴光^{カシ}を輝^{カシ}、仏土成就の大伽藍とハなれりける。

彼見佛聖^{ヒシ}の寺ハいづくにやとしたハる

……徳化ハ、孟・子ニ、徳・化盈^チ・紛・敷^ス。玉・

篇ニ、徳ハ恵^{ナリ}也。化ハ教・化也、ト云。メグミヲシ

ユルコナリ……薨ハ、字・薨ニ屋・棟也、ト云。

金・壁ハ、壁ヲ金張^リ附ケニシタルヲ云。但此ノ壁

ハ或ハ碧ノ字ノ誤カ。碧ハルリ色ニテ、金碧ハ壁ノ柱ナドヲイ

ロくニ彩色タルヲ云。杜・律龍・門詩註、山ニ在^リ佛寺金

・碧照・耀ス、ト云、是ナリ。……字・彙ニ莊嚴ハ飾也^{ナリ}

……伽藍ハ……圓・機・活・法ニ云、……此ニハ云ニ

衆園ト……

ここでの注は、瑞巖寺参詣の折の描写の中で、寺の
創建から雲居禪師の改修により豪壮絢爛な大寺院に
なった経過、そして見仏聖の寺の話題までを綴った章
の中で、「徳化」「薨」「金壁」「莊嚴」「伽藍」の注解
として、『孟子』・『玉篇』・『字彙』・杜律「龍門」詩註・
『円機活法』を挙げて解説している。いずれも『引用
書目』にある(杜律は『杜律詩集』を出典と考える)。

順に確認してみたい。

まず、「徳化」であるが、『孟子』にあるという「徳
・化盈^チ・紛・敷^ス」は管見の範囲案では該当箇所が見
当たらない。(24)『玉篇』は「徳ハ恵^{ナリ}也」は「イ」の部
に、「化ハ教・化也」は「匕」の部にそれぞれ見られる。
なお「徳化」については、『日本国語大辞典第二版』で
は「とつけ」と読み、

僧侶などがその高德をもつて人を感化し、仏道に
導き入れること。

と語釈がなされており、その典拠として『おくのほそ
道』の当該箇所が引用されている。

ここでは雲居禪師がその高德をもつて人を感化し、
仏道に引き入れることにより、瑞巖寺は大寺院に生ま
れ変わったという意味になろう。

つぎに、「薨」であるが、『字彙』午集瓦部「薨」に「屋
棟(屋根の頂上)」とある。

さらに「金壁」であるが、「壁に金箔を貼り付けた
もの」と語釈をしたあとに、さらにポイントを下げ、
割注を加えている。そこでは「金壁」は「金碧」の誤
りかとしつつ、(25)「碧」は「瑠璃色」で「金碧」は「壁

や柱に彩色を施したものを言う」と語釈をしたあとに、用例として杜甫の五言律詩「竜門」(『杜律集解』所収)の頷聯「氣色皇居近く、金銀佛寺開く(洛陽の竜門は東都の皇城が間近に見え、そこには山寺が多く存在し、金銀を飾ってあり煌やかである)」の邵傳の注(山には寺があり、それらは金銀を飾った壁や柱が煌やかである)を挙げている。

また「莊嚴」については、『字彙』申集艸部「莊」に「嚴^{カザル}」とあり、そのことを指しているか。

最後に「伽藍」であるが、『円機活法』には見当たらない。

この注は、『鈔』には採られていないが、『鼈頭本』では、

○鼈 イラカ

○金壁 コンペキ―故事ニ委シ

○莊嚴 セウゴン ―八大智度論ニ七宝―ト云

○大伽藍 ガラン

とあり、語注にとどまっている。

(以下続く)

〔注〕

(1) 寛文十三年刊による。

(2) 寛政六年刊『爾雅注疏』(早稲田大学図書館古典籍総合データベース)による。

(3) 『山海経』には、「比翼」の用例は見られる。早稲田大学図書館古典籍総合データベース(『山海経』出版年不詳)による。

(4) 拙著『芭蕉俳諧に表現された漢詩文の研究』(おうふう 平成三十一年)二百七十二頁―二百七十三頁参照。

(5) 明暦二年刊『劉熙釈名』(早稲田大学図書館古典籍総合データベース)による。なお「琵琶」の『釈名』の引用に関し、「曰琵琶」と「因為其名」の間に「象其鼓時」が省略されている。

(6) 寛延四年刊による。

(7) 注4と同様、二百七十四頁参照。

(8) 『毛詩』や『文選』の子夏序には、

先王以是經夫婦成孝敬厚人倫美教化移風俗
という箇所があり、「風俗を移す」という用例が見られるが、梨一は敢えて「変風易俗」を挙げた

意図が不明である。

- (9) 『奥の細道』の引用は、明和版（早稲田大学図書館古典籍総合データベース）を底本とする。ただし句読点は筆者による。

- (10) 注4と同様、二百七十六頁～二百七十七頁参照。

- (11) 『淮南鴻烈解』（寛文四年刊 早稲田大学図書館古典籍総合データベース）による。同書の道応訓の「扶桑」の注釈では、

扶桑ハ日所_レ出_ル之木ナリ。

という注になっている。

- (12) 慶安四年刊（国書データベース）による。

- (13) 『四部稿』は、早稲田大学図書館古典籍総合データベース、『熙朝樂事』は『和刻本漢籍随筆集第十一輯』（汲古書院 昭和五十四年）参照。

- (14) 寛文十一年刊による。以下同様。

- (15) この詩は、『東坡楽府』に所収されと言うが、和刻本は未見。ただ後半の二句が『禪林句集』（引用書目にはない）に掲載されており（『定本禪林句集索引』禅文化研究所平成十年所収貞享五年刊による）、その注として前半二句が掲載され、

結果的に全句示されている。

『禪学大辞典』（大修館書店）の「廬山はえんうせつこうはうしお」の項目には、

廬山煙雨浙江潮 蘇東坡作とされ廬山の偈と共に愛誦される。詩は「廬山烟雨浙江潮、未到千般恨不_レ消、到得還來無_二別事_一」、廬山烟雨浙江潮」といい、蘇東坡の悟後の心境を偈にたくしたもので、古来、叢林の間には悟了同未悟の宗趣を最も巧みにことばにあらわしたものと称される。偈の意味は、廬山の烟雨、浙江の潮は天下の絶景、江国の勝景であるが、実地にかの地に到って観賞しなかったならば、多年の恨みを消すことはできない。とは言うものの、一たび到って帰ってくれば別にとりたてるべきことはない。廬山の烟雨も浙江の潮もものままの風光である。

とあり、禪語として用いられてもいる。

- (16) 注4と同様、松島の章は二百八十頁～二百九十一頁参照。

- (17) 寛文十年刊『杜律集解』による。以下同様。な

おこの注については、注4同様、二百八十四頁、二百八十五頁参照。

- (18) この詩型のもものは、管見では『新鍔註釋旁訓和韻千家詩選』所収(国書データベースによる)のものがある。

- (19) 管見の範囲内で『正字通』に該当箇所が見当たらない。

- (20) 『文選』では、管見の範囲では、造化爲工、陰陽爲炭兮、萬物爲銅。

となっており、「萬物爲爐」は見当たらなかった。

- (21) 『三体詩』ではこの詩一句目の最後の文字は「素」ではなく「景」となっている。意味の上からも「景」がふさわしいと思われるので、梨一の誤りか。

- (22) 享保二十年刊『増續大廣益會玉篇大全』(国書データベース)による。以下同様。

- (23) 宝暦十一年刊による。

- (24) この句は、孟郊の五言古詩「旅次湘靈有懷靈均」(『孟東野詩集』卷六所収)の三十六句目に見られる。梨一は孟郊のことを孟子と言ったのか。

- (25) 尾形仿『おくのほそ道評釈』(前出)では、

芭蕉がこれらの注(杜律集解など)を意識の底に想起しつつ「金壁莊嚴」の句をなした可能性は高いが、「金壁」を「金碧」の誤りとするには及ぶまい。

とあり、梨一の注釈の行き過ぎを指摘している。